

令和8年度沖縄観光コンテンツ開発支援事業補助事業に係る公募について

次のとおり補助事業者を募集するので、公告する。

令和8年4月13日
沖縄県知事 玉城 康裕

1 趣旨

沖縄県では、沖縄の特色ある観光資源を活用した、新たな観光コンテンツを開発する民間企業等の自主的な取り組みを支援することで、観光客の1人当たり消費額の向上及び平均滞在日数の延伸を図ることを目的に、下記のとおり補助事業者を募集します。

2 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 当事業の目的を理解し、補助事業を的確に遂行するために必要な人員、管理体制、経営基盤等を有していること。
- (2) 当補助事業の応募にあたり、提案する実施内容について、他の補助事業等から助成を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項※の規定に該当しないこと。

※地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 共同企業体による申請も認める。その場合の要件は以下のとおりとする。
 - ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - ② 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格（3）及び（4）の要件を満たすこと。
- (6) 単独で事業を実施する場合は、沖縄県内に本店又は支店を有する法人であるこ

と。複数の事業者による共同企業体で事業を実施する場合には、沖縄県内に本店又は支店を有する法人を代表企業とすること。

- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続の申立てがなされている団体でないこと。
- (8) 法人の場合は、直近 2 年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないこと。

3 内容及び応募方法等

詳細については、別途交付する「公募要領」及び「実施計画書記載要領」を参照すること。